

公印省略

2 薬第 3 2 9 8 号

令和 3 年 3 月 3 0 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長

(薬務課生産指導係)

毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正について（通知）

このことについて、福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続きに関する規則等の一部を改正する規則（令和 3 年福岡県規則第 26 号）が令和 3 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和 26 年福岡県規則第 10 号。以下「県施行細則」という。）が改正されましたのでお知らせします。

本改正の内容、本改正を踏まえた毒物及び劇物取締法関係手続における押印等の取扱いは下記のとおりですので、適切な運用についてよろしくお願いいたします。

記

1 改正内容

県施行細則で押印を義務付けている様式について、押印の義務付けを廃止するもの。

2 施行期日

令和 3 年 3 月 3 0 日

3 改正資料

(1) 県施行細則新旧対照表（改正部分のみ）

(2) 新様式

4 毒物及び劇物取締法関係手続における押印等の取扱いについて

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）により、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）において記名押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めていた手続については、すでに押印等を不要とする改正が行われていることから、毒物及び劇物取締法関

係手続における押印等の取扱いについては別表のとおりとする。

なお、別表において押印等を不要とした書類について、記名により書類を提出する場合であっても、法令上写しの添付によることができるもの以外の書類については原本の提出を必要とする。